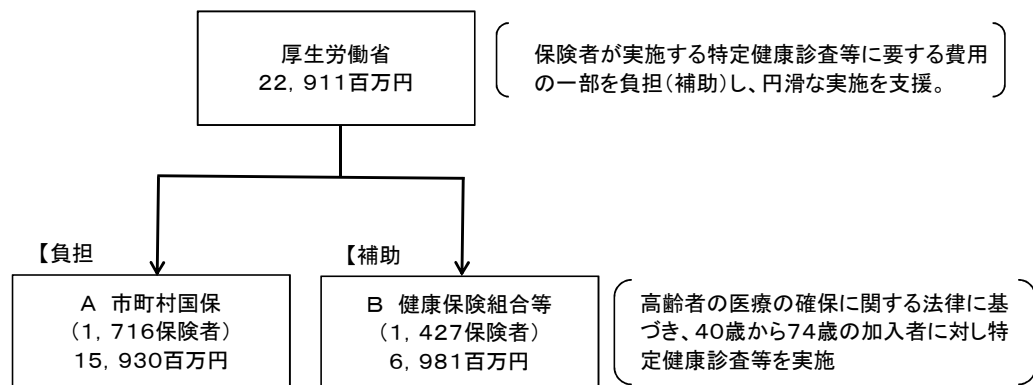


平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名		特定健康診査・保健指導に必要な経費		担当部局庁	保険局		作成責任者		
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室		室長 安藤 公一		
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-9-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図るため				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法第72条の5及び第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条			関係する計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)				
主要政策・施策				主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、中長期的な視点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。 このため、特定健康診査・特定保健指導の実施を通じた生活習慣病予防対策を推進していくこととしている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。								
実施方法	補助、負担								
予算額・執行額 (単位:百万円)				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		予算 の 状 況	当初予算	25,541	24,627	22,650	21,817	22,487	
			補正予算	▲ 1,838	▲ 1,575	844	-		
			前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
			予備費等	-	-	-	-	-	
			計	23,703	23,052	23,494	21,817	22,487	
			執行額	23,151	22,942	22,911			
			執行率(%)	98%	100%	98%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 29年度
		平成29年度においてメタボリックシンドロームの該当者・予備群の人数を平成20年度と比べて25%以上減少する。 ※メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、平成25年度より定義が異なることに留意。	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の人数の減少率(対平成20年度)	成果実績	%	12	-	-	
			目標値	%	10	25	25	25	
			達成度	%	100%	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
		特定健康診査実施率	活動実績	%	46.2	-	-		
			当初見込み	%	-	-	-	70	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
		特定保健指導実施率	活動実績	%	15	-	-		
			当初見込み	%	-	-	-	45	
単位当たりコスト		算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
		単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円/人	1,796	1,769	1,756	1,661
		X:特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金執行額 Y:特定健診実施人数+特定保健指導実施人数(国庫負担(補助)金の対象となる者に限る)		計算式	X/Y	23,150,893,000/(11,500,893+1,387,400)	22,942,478,000/(11,602,194+1,366,760)	22,910,777,000/(11,704,387+1,346,427)	21,817,037,000/(11,807,480+1,326,397)
平成27・28年度予算内 (単位:百万円)	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	補助金		5,585	6,201	健診実施率上昇による増				
	負担金		16,232	16,286					
計		21,817	22,487						

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国民の生活習慣病予防の観点から、国民のニーズがある。実施主体の保険者に対して国が責任をもって負担(補助)する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	健診事業の実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健診等に要する経費の負担(補助)を行う。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	第二期医療費適正化計画における実施率等の目標値を達成するために必要な事業であり、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	各法に基づき保険者に対する負担(補助)率を1／3負担(定額補助1／3相当)に設定している。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	各保険者と各種健診機関との契約状況から健診に係る費用を算定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者等に対する特定健康診査等に直接的に関わる費用に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	各保険者において、地域の実情に合わせた集合健診を実施するなど、特定健診・保健指導費用の効率化に努めている。		
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		△	現在集計中であるが、今後とも保険者が行う特定健診・保健指導を通じた国民の生活習慣病の予防をはかるため、国として支援が必要である。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	活動実績は目標値を下回っているが、毎年向上している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	特定健康診査・保健指導負担(補助)金は、40歳以上75歳未満の者が受診する特定健康診査等を補助対象としているが、左記事業は75歳以上の者が対象となる定期的な健康診査への助成を実施している。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	厚生労働省保険局高齢者医療課	243	後期高齢者医療制度事業費補助金			
点検・改善結果	点検結果	平成27年度の予算編成においては、平成24年度までの特定健康診査等の実施状況及び予算執行状況を踏まえた見直しを行い、予算額の削減を行った。 なお、当該事業については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施されているものであり、また医療費適正化に関する施策についての基本的な方針において、平成29年度時点でのメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者予備群を25%以上の減少とすることを数値目標として掲げており、当該経費については引き続き必要と考えている。				
	改善の方向性	特定健診受診率等の活動実績は依然として目標値には届いていないが徐々に上昇しているところであり、予算編成時においても、直近の活動実績を踏まえた積算としている。今後も直近の実績を踏まえつつも、事業が円滑に実施されるよう、財政支援に必要な予算要求額の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、必要な予算額の確保及び適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	288	平成23年度	262	平成24年度	227	
平成25年度	267	平成26年度	280			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.横浜市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託費	260			
計		260	計		0
B.全国健康保険協会			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託費	2,573			
計		2,573	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	260	—	—
2	名古屋市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	222	—	—
3	大阪市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	193	—	—
4	神戸市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	153	—	—
5	仙台市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	146	—	—
6	足立区	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	140	—	—
7	札幌市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	121	—	—
8	北九州市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	117	—	—
9	京都市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	108	—	—
10	川崎市	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	107	—	—

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	2,573	—	—
2	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	132	—	—
3	日立健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	94	—	—
4	三菱電機健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	82	—	—
5	東芝健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	71	—	—
6	ジェイアールグループ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	68	—	—
7	パナソニック健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	65	—	—
8	ホンダ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	58	—	—
9	富士通健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	56	—	—
10	東京都情報サービス産業健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、医療保険者が加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。	46	—	—